

答 申 書

(答申第35号)

平成19年1月24日

1 審査会の結論

共有財産等に係る公文書のうち、別紙1に掲げる非開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、異議申立人が過去（平成10年12月14日及び平成15年4月1日）に請求した公文書と同一のものである。

本件公文書は、北海道旧土人保護法等に基づくアイヌの共有財産や給与地に関するものが主なものであり、北海道知事（以下「実施機関」という。）がマイクロフィルムとして保管しているもので、別紙1の左欄に掲げるフィルムに記録された同表中欄に掲げる文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）又は同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、非開示とされたすべての項目の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、「個人名、印影、住所、本籍地、所在地、土地の地番、所有している土地の地番、登記簿抄本、戸籍謄本、個人が特定できる譲受人に関する記述及び個人が特定できる団体名」（以下「個人名等」という。）である。

実施機関は、本件開示文書に記載されている個人名等については、これを開示することにより、特定の個人等が識別され得るものであり、また、本件開示文書がアイヌの共有財産や給与地に関するものであることから、当該個人がアイヌ又はアイヌに係っている人であることが容易に推測される。アイヌの人たちに対する差別問題が未

だ残っている社会的状況の中で、このような情報は通常他人には知られたくないと認められる情報に該当するものである。

また、本件処分においては、土地賃借に係る滞納額、学校における成績証明等の情報を開示していることから、個人名等を開示すると、これらの情報と結びついて特定の個人の財産等の状況が明らかになるものであり、このような情報は通常他人には知られたくないと認められることから、1号情報に該当する旨主張する。

ウ これらの情報は、既に関示している情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

個人名等が開示されると、当該個人がアイヌの共有財産の関係者であることが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

また、本件公文書には、個人名等のほか、土地賃借に係る滞納額、学校における成績証明等の情報が記録されており、本件処分においては、個人名等を除く部分については開示されていることから、個人名等を開示すると、特定の個人の財産等の状況が明らかになるものであり、これを開示すべき特別の事情があるとは認められない。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件開示文書に記載されている法人名及び住所については、これを開示することにより、特定の法人等が識別され得るものであり、また、本件開示文書がアイヌの共有財産や給与地に関するものであることから、当該法人がアイヌ又はアイヌに関係している法人であることが容易に推測される。アイヌの人たちに対する差別問題が未だ残っている社会的状況の中で、このような情報を公開することは、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件公文書に記録されている法人は、本件公文書作成時に既に解散している法人や現時点で所在が確認できない法人であり、いずれも現に存在しているとは認められないことから、これを公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認めることはできない。したがって、法人名及び住所は2号情報に規定する非開示情報には該当しないものと判断する。

(5) 異議申立人及び参加人のその他の主張について

ア 異議申立人及び参加人（以下「異議申立人等」という。）は、本件公文書がアイヌ

民族の共有財産に関するものであり、本件処分により非開示とされた部分は、共有財産の歴史的事実の最も把握しなければならないこと、共有財産問題に関わって、アイヌ民族にとって、個人名等は、利害関係と表裏一体の事項であるとして、開示を必要としている旨主張する。

しかしながら、当審査会としては、あくまでも条例の規定により判断するものであるので、異議申立人等の主張は採用できない。

イ なお、異議申立人等のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号34） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦参加許可申請書の写し、⑧参加申請に対する許可書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
平成18年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年9月11日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人及び参加人の意見陳述 ○ 審議
平成18年10月16日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成18年11月6日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成18年12月8日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成19年1月15日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成19年1月22日 （第18回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成19年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

本件処分における非開示部分

ファイル番号等	対象公文書及び非開示とした部分	該当条項
① ファイル番号 7 土人保護（一） 昭和11年度 624F(Ba)-18 <全447枚>	1 池田町旧土人共有財産土地所有権移転登記嘱託請求ノ件	
	(1) 個人名 (2) 所有している土地の地番	条例第10条 第1項第1号
	2 旧土人保護法第10条ニ依り北海道庁長官ニ於テ管理 スベキ旧土人共有財産指定ノ件	
	(1) 個人名 (2) 所有している土地の地番 (3) 住所 (4) 土地の地番 (5) 印影	条例第10条 第1項第1号
	3 旭川アイヌ手工芸品組合ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
	4 旧土人肥料資金借入願ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
	5 旭川アイヌ手工芸品組合ニ関スル件報告	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
6 旭川アイヌ手工芸品組合歳入歳出予算書		
(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号	

7	旭川市旧土人共有財産土地賃地料欠損処分ニ付伺ノ件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
	(1) 法人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第2号
8	引継書	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	(1) 法人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第2号
9	旭川市旧土人共有財産現金引継ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
10	引渡書	
	(1) 登記簿抄本	条例第10条 第1項第1号
11	社団法人設立許可ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
12	社団法人牛首別報徳会定款	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
13	社団法人設立許可ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条

	(2) 住所 (3) 印影	第1項第1号
	14 登記簿抄本写し	
	全部非開示	条例第10条 第1項第1号
② ファイル番号13 旭川市近文旧土人に関する件 昭和12年度 370F(Ba)-30 <全370枚>	1 北海道旧土人保護法改正案ニ関スル逐条説明	開示
	2 旧土人ノ生活状況及其ノ他ノ統計	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
	3 北海道旧土人保護法施行状況	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
	4 旭川市近文旧土人凶作校済ニ関スル件	開示
	5 近文旧土人給与地問題ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
	6 陳情書	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
7 旭川市近文旧土人給与予定地ニ関スル調書		
(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号	
8 旭川市旧土人保護事務調査ノ件		
(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号	

	9 旭川市近文旧土人給与地付与願ノ陳述	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	10 近文旧土人保護成績調査ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	11 旭川市旧土人給与地割渡当時現住者ノ件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
	12 旭川市土人保護状況	開示
③ ファイル番号13 土人保護(一) 昭和13年度 429F-31 <全425枚>	1 旧土人給与地売却代金保管ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	2 治水事業用地トシテ北海道旧土人給与地買収ノ件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 地番 (4) 印影	条例第10条 第1項第1号
	3 旧土人子女教養施設費補助指令ノ件	開示
	4 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 印影 (5) 登記簿	条例第10条 第1項第1号

<p>5 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 印影 (5) 登記簿</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>6 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 印影 (5) 登記簿 (6) 戸籍謄本</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>7 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 登記簿</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>8 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件</p> <p>(1) 個人が特定できる譲受人に関する記述</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>9 旧土人保護法ニ依ル給与地譲渡許可願進達ノ件</p> <p>(1) 個人名 (2) 個人が特定できる譲受人に関する記述 (3) 住所 (4) 所有している土地の地番 (5) 登記簿</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>10 旧土人給与地譲渡ニ関スル件</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 所有している土地の地番 (4) 印影 (5) 登記簿 (6) 戸籍謄本 	
11	旧土人保護法ニ依ル給与地譲渡許可願ニ関スル件	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 登記簿 (5) 戸籍謄本 (6) 本籍地 (7) 印影 	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
12	旧土人土地売却代金一時保管依頼ノ件	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名 (2) 土地の地番 (3) 住所 (4) 印影 	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
13	穂別村旧土人共有財産貸付金整理ニ関スル件	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影 	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
14	旧土人給与地抵当権設定ノ件	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 本籍地 (5) 印影 	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
15	旧土人給与地抵当権設定ニ関スル件	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名 (2) 住所 (3) 所在地 	<p>条例第10条 第1項第1号</p>

	(4) 所有している土地の地番 (5) 本籍地 (6) 登記簿 (7) 印影	
④ フィルム番号14 旧土人共有財産 関係書類 昭和13年度 441F(F1)4 <全443枚>	1 治療費	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	2 家畜購入資金	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
	3 住宅屋根修理資金	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
	4 旧土人事務所電灯料 自動車賃、地租付加税、俸給	
(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号	
5 治療費		
(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号	
6 俸給、年末賞与、旅費、旧土人事務所電灯料、治療費		
(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号	
7 教科書代		

	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
8	年末賞与、住宅改良資金	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
9	教科書代、旅費	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
10	治療費	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
11	物品代外、俸給	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
12	治療費	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
13	懇談会費、書籍代、物品代、旅費、宅地租、俸給、電 灯料、修繕料	
	(1) 個人名 (2) 印影	条例第10条 第1項第1号
14	治療費	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
15	俸給、釧路学院經常費補助金、共同作業所建築工事給	

	与金、電気代、物品代	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
⑤ ファイルム番号14 土人保護(一) 昭和14年度 139F(Ba)-35 <全140枚>	1 無租地域申告ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
	2 旧土人給与地ヲ軌道用地トシテ使用ノ件	
	(1) 個人名 (2) 登記簿	条例第10条 第1項第1号
	3 旧土人給与地譲渡許可願ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 登記簿	条例第10条 第1項第1号
	4 租税滞納処分ニ據ル旧土人給与地所有権移転許可ノ件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 登記簿	条例第10条 第1項第1号
⑥ ファイルム番号15 (2) 土人保護(一)	5 旧土人家畜飼料資金貸付ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	6 例規(一) 昭和14年	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
⑥ ファイルム番号15 (2) 土人保護(一)	1 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条

昭和16年度 192F(Ba)-41 <全192枚>	(2) 住所 (3) 所有している土地の地番	第1項第1号
	2 旧土人給与地譲渡許可ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 戸籍謄本 (5) 登記簿	条例第10条 第1項第1号
	3 旧土人給与地譲渡許可願ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 所有している土地の地番 (4) 戸籍謄本 (5) 登記簿	条例第10条 第1項第1号
	4 例規(一) 昭和16年	開示
⑦ ファイル番号15 旭川市旧土人共有産関係書類 昭和20年度 328F1(F1)-7 <全341枚>	5 国民健康保険(三) 昭和16年	
	(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影	条例第10条 第1項第1号
	1 旭川市旧土人共有財産貸付地争議ニ関スル調書	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
	2 昭和12年度旭川市旧土人共有財産収支予算書	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
3 旭川市旧土人共有財産管理委員会議事録		
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号

4	旭川市旧土人共有財産土地賃貸価格調	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
5	旭川市旧土人共有財産大有小学校付近宅地割及賃率査定調	
	(1) 個人名 (2) 地番	条例第10条 第1項第1号
6	旭川市旧土人共有地賃貸資料調	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
7	旭川市旧土人共有財産土地ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
8	小作調停申立	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
9	旭川市旧土人共有地払下ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
10	旧土人共有財産管理ノ件	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
11	旭川市旧土人共有財産土地売払ニ関スル件	開示
12	旭川市旧土人共有財産貸付地争議ニ関スル調書	

	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	13 旭川市旧土人共有財産土地売却予定価格評価ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	14 旭川市旧土人共有財産土地売却予定価格評価ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	15 旭川市旧土人共有財産土地売却予定価格評価ニ関スル件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	16 旭川市旧土人共有財産ニ関スル件	
	(1) 個人名	条例第10条 第1項第1号
⑧ ファイルム番号16 旭川旧土人共有 財産 関係書類 2の1 昭和21年度 342F1(F1)-9 <全342枚>	1 昭和21年度旭川市旧土人共有財産貸付地名寄帳	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
	2 昭和9年度旭川市旧土人貸付地指令綴	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
⑨ ファイルム番号16 旭川旧土人共有 財産 関係書類 2の2	1 旭川市旧土人共有財産土地ニ関スル小作調停事件ノ件	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号

昭和21年度
524F1(F1)-10
<全525枚>

<p>2 北海道旧土人給与地整理ノ請願ニ関スル件</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>3 旭川市旧土人共有財産土地賃貸価格調書</p> <p>(1) 個人名</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>4 旭川市旧土人共有地賃貸資料調</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 地番</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>5 旭川市旧土人共有財産土地賃貸率更訂資料調査ノ件</p> <p>(1) 個人名</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>6 住宅改良費給与台帳（共同作業場補助台帳）</p> <p>(1) 個人名 (2) 住所 (3) 印影 (4) 本籍</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>7 昭和16年度奨学資金関係</p> <p>(1) 個人名 (2) 印影 (3) 履歴書 (4) 戸籍謄本 (5) 住所 (6) 本籍</p>	<p>条例第10条 第1項第1号</p>
<p>8 昭和16年度共同作業場関係</p> <p>(1) 個人の氏名</p>	<p>条例第10条</p>

	(2) 住所 (3) 印影 (4) 個人が特定できる団体名	第1項第1号
9	昭和12年度旭川市旧土人共有財産歳入歳出決算	開示
10	旧土人共有財産土地ニ対スル公課ニ関スル件	開示
11	旭川市旧土人共有財産土地賃貸価格調書	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号
12	北海道旧土人温泉療養所設置ニ関スル請願ニ対スル答 辞	
	(1) 個人名 (2) 住所	条例第10条 第1項第1号

- ※ 平成10年12月14日付け開示請求（上記のすべての文書）
平成15年4月1日付け開示請求（上記のうち③、④の文書）

別紙 2

本件公文書に記録されている情報のうち 2 号情報に該当しない部分

ファイル番号等	対 象 公 文 書	該当しない部分
① ファイル番号 7 土人保護 (一) 昭和 11 年度	7 旭川市旧土人共有財産土地貸地料欠損処分ニ 付伺ノ件	(1) 法人名 (2) 住所
	8 引継書	(1) 法人名 (2) 住所